

なりたエコニュース

## スプレー缶などの処理 必ず中身を空にして

スプレー缶やカセットボンベなどをごみとして出す場合、中にガスが残っていると、収集・選別作業の際に発火や爆発する恐れがあり大変危険です。必ず中身を空にしてから出してください。

処分するときは、風通しの良い屋外で、引火する物がないか周囲を確認し、数回に分けて中身を抜いてください。中身が空になったら、プラスチック製のキャップや噴射部のボタンはプラスチック製容器包装として白色の指定袋に入れ、金属製の部分は金物・陶磁器・ガラス類として黄色の指定袋に入れて出してください。

※くわしくはクリーン推進課(☎20-1530)へ。



消費生活相談Q&A

## 一方的に送り付けられた商品は 直ちに処分可能に

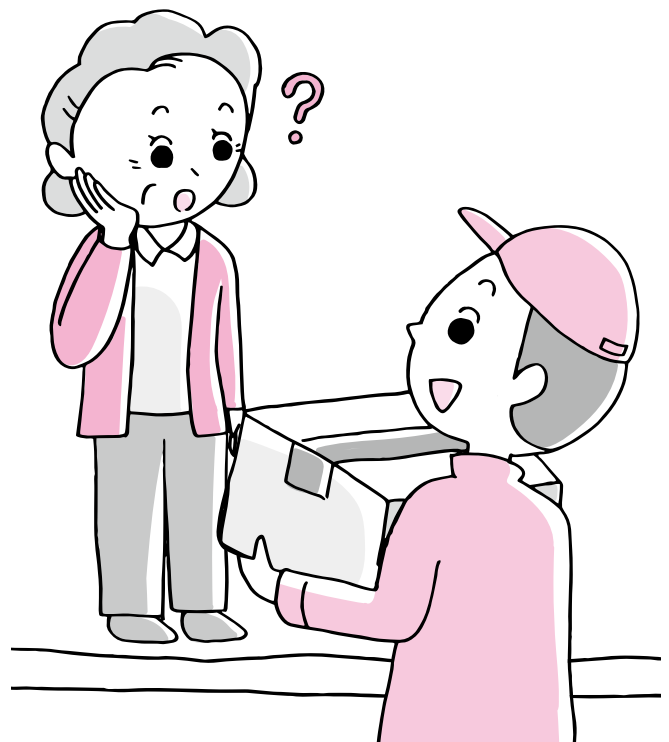
**Q** 宅配便で魚などの生鮮食品が届いたので、子どもが送ってくれたものだと思い、送り主を確認せずに食べてしまいました。子どもにお礼の電話をしたところ、送っていないと言われたので、家族にも確認しましたが誰も頼んでいませんでした。翌日、商品を送付した業者から代金の請求がありました。注文はしていませんが、すでに食べてしまった場合、代金は支払わなければならないのでしょうか。

**A** これまでは、注文や契約をしていないにもかかわらず、一方的に送り付けられた商品は、送付があった日から起算して14日が経過するまでは処分することができませんでした。

しかし、7月に特定商取引法が改正され、一方的に送り付けられた商品については、消費者が直ちに処分できるようになりました。

今回のケースのように食べてしまった場合でも、代金を支払う必要はありません。また、誤って代金を支払ってしまったとしても、返還の請求をすることができます。対応に困ったら、消費生活センターに相談しましょう。

※くわしくは同センター(☎23-1161)へ。



## ジェネリック医薬品

### 切り替えて費用を軽減

ジェネリック医薬品(後発医薬品)は、新薬の特許が切れた後に、新薬と同じ有効成分で作られた安価な薬です。ジェネリック医薬品の普及は、一人一人の自己負担や市・健康保険組合などの負担の軽減につながります。特徴やメリットを理解して、ジェネリック医薬品を使ってみませんか。

#### 効き目や安全性は新薬と同等

ジェネリック医薬品の開発では、医薬品メーカーがさまざまな試験を行います。その結果、効き目や安全性が新薬と同等であると証明されたものだけが、厚生労働大臣によって、ジェネリック医薬品として承認されます。

#### 切り替えることで自己負担が軽減

新薬の研究開発には、9~17年の長い歳月と、1,000億円ばく近くの費用を要するといわれています。薬の価格には、その莫大たいな開発費用が反映されています。

これに比べてジェネリック医薬品は、すでに有効性や安全性が確認されていることから、開発費用が安く抑えられます。そのため、価格は新薬に比べて3~5割程度安くなっており、ジェネリック医薬品に切り替えることで自己負担を減らすことができます。

ただし、全ての病気・新薬に対してジェネリック医薬品があるわけではないので、切り替えできない場合もあります。まず

は医師または薬剤師に相談してください。

#### 対象者には通知を送付

「ジェネリック医薬品に関する差額通知」を12月下旬にはがきで送付します。これは、現在処方を受けている薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合に、自己負担額がどのくらい安くなるかをお知らせするものです。通知の対象は20歳以上の国民健康保険加入者で、自己負担額が一定額以上軽減できると見込まれる人です。

通知を希望しない人は、12月8日(水)までに保険年金課(☎20-1526)へ連絡してください。すでに送付を希望しない旨の連絡をしている人については必要ありません。

※くわしくは同課へ。

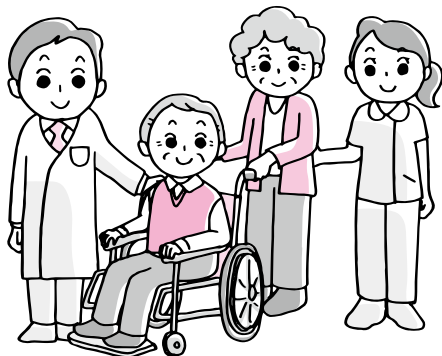


## 国民年金のサポート

### 老後だけではありません

年金には、老齢年金のほか、障害年金や遺族年金があり、障がいを負ったときや一家の支え手が亡くなったときなどに受給できる場合があります。今回は、障害年金についてお知らせします。

障害基礎年金は、国民年金加入中(加入していた人は60~64歳の期間も含む)に初診日がある病気や、けがで一定の障がいを負った人に支給されます。請求は、初診日から原則1年6カ月以降(1年6カ月後が20歳未満のときは20歳以降)にできます。



障害基礎年金を受給するには、障がいの状態が基準以上であり、次の保険料納付条件のいずれかを満たす必要があります。

#### 保険料納付条件

- 初診日の前々月までの被保険者期間のうち、納付期間や免除・猶予期間などが3分の2以上あること
- 初診日に65歳未満の人で、初診日の前々月までの直近1年間に未納がないこと

20歳未満で障害基礎年金を受給する場合は、保険料納付条件はありません。また、初診日が厚生年金加入中であるときは障害厚生年金の対象になります。

#### 問い合わせ先

国民年金加入中	第1号被保険者	保険年金課 ☎20-1547
	第3号被保険者	ねんきんダイヤル(全国共通) ☎0570-05-1165
厚生年金加入中		

※くわしくは保険年金課(☎20-1547)へ。